

令和 8 年 2 月 2 5 日  
東大和市監査委員決定

## 令和 8 年度監査計画（年間監査計画及び実施計画）

### 1 目的

本監査計画は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）及び東大和市監査基準（令和 2 年 3 月 2 4 日監査委員決定）に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

### 2 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の機関として、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、東大和市監査基準に基づいた監査を実施します。

- (1) 財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、合規性や正確性のもとより、最少の経費で最大の効果を上げているかという経済性、効率性、有効性の観点から監査を行います。
- (2) 不正等の是正の指摘にとどまらず、事務事業の改善等を促すという観点から適切な助言を行います。併せて、監査等の結果による改善条件・措置状況を把握し、監査等の実効性を確保します。
- (3) 監査等の対象部署におけるチェック体制の整備や組織目的の達成を阻害する要因であるリスク管理の向上など内部統制を促すことに留意します。
- (4) 監査等にあたっては、時勢にあった事務の効率化や市民サービスの向上が図られているか、市民の視点に立った検証を行い、その結果を法令等に基づき速やかに公表します。

### 3 監査計画

#### (1) 年間監査計画

別表のとおり、「令和 8 年度年間監査計画」を定めます。なお、監査等の具体的な日程等については別に定めます。

#### (2) 実施計画

監査等の種類、実施体制及び着眼点等を定めます。

## 4 実施計画

### (1) 実施予定の監査等の種類及び概要

#### ① 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ合理的、効率的に行われているか監査します。原則として部を対象に実施し、監査対象以外の部については決算審査等において補完するものとします。また、市の事務が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する行政監査は、定期監査に含めて実施します。

#### ② 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金等を交付している団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、または市長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施します。

#### ③ 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された各会計の決算その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行等及び事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、審査を実施します。

#### ④ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

各種基金（特定の目的のために定額の資金を運用するための基金）の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として、審査を実施します。

#### ⑤ 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計等における会計管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月検査を実施します。

#### ⑥ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

市長から審査に付された財政健全化判断比率の4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、審査を実施します。

#### ⑦ その他の監査（議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）、市長の要求による監査（地方自治法第199条第6項）、随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）、住民監査請求による監査（地方自治法第242条）、市長等の要求による職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の8第3項及び地方公営企業法第34条）、金融機関の監査（地方自治法第235条の2第2項及び地方公営企業法第27条の2第1項））

それぞれの目的に基づき、必要に応じて監査を実施します。

**(2) 実施体制**

監査委員2名及び監査委員事務局職員3名で、実施する監査等により役割分担を行い実施します。

**(3) 監査等の項目及び着眼点**

別に定める「監査の着眼点及び決算審査の着眼点」に基づき、監査等を実施します。

**(4) 監査結果の公表**

監査結果報告については、法令等に基づき、掲示場及びホームページ等により公表します。また、監査結果報告に基づき措置された事項についても、同様に公表します。

**(5) その他**

監査委員が必要と認める場合は、計画の変更または随時に監査を実施することがあります。

## 令和8年度年間監査計画

令和8年2月25日  
東大和市監査委員

月	令和7年度分 決算審査 (基金運用状況審査を含む) 法第233条第2項 公企法第30条第2項 法第241条第5項	定期監査 財政援助団体等監査 法第199条第1項、 第2項、第4項、第7項	例月出納検査 法第235条の2第1項	令和7年度分 健全化判断比率等審査 健全化法第3条第1項 健全化法第22条第1項
4			令和7年度 3月分 第6会議室 4月23日(木) 午前9時30分～	
5			出納整理期間 4月分 第5会議室 令和8年度 4月分 5月28日(木) 午前9時30分～	
6			出納整理期間 5月分 第6会議室 令和8年度 5月分 6月25日(木) 午前9時30分～	
7	監査委員による説明聴取 (指定した課のみ後日決定) 7月14日(火) 第6会議室		令和8年度 6月分 第6会議室 7月23日(木) 午前9時30分～	
8	市長への講評 8月19日(水) 公室		令和8年度 7月分 第6会議室 8月28日(金) 午前9時30分～	財政課説明聴取 8月13日(木) 第6会議室
9	決算特別委員会 審査結果報告 9月16日(水) (予定)		令和8年度 8月分 第2会議室 9月29日(火) 午前9時30分～	
10		議会事務局、健幸福祉部(地 域福祉課、生活福祉課、障害 福祉課) (監査日は10月22日(木)予定) (講評は11月26日(木)予定)	令和8年度 9月分 第6会議室 10月27日(火) 午前9時30分～	
11			令和8年度 10月分 第6会議室 11月26日(木) 午前9時30分～	
12		指定管理者：社会福祉法人 向会(介護保険課) (監査日は12月22日(火)予定) (講評は1月28日(木)予定)	令和8年度 11月分 第6会議室 12月22日(火) 午前9時30分～	
1			令和8年度 12月分 第1・2会議室 令和9年1月28日(木) 午前9時30分～	
2		行政管理部 (監査日は2月4日(木)予定) (講評は3月24日(水)予定)	令和8年度 1月分 第8会議室 令和9年2月25日(木) 午前9時30分～	
3			令和8年度 2月分 第6会議室 令和9年3月24日(水) 午前9時30分～	

※ 「定期監査」における監査は、上記日程のおおむね2か月前から行う。また、講評については、原則として監査委員監査を終了した翌月の例月出納検査時に行う。